

本庄市道路照明灯及び公園灯ほかESCO事業
公募型プロポーザル募集要項

令和5年12月
本 庄 市

本庄市道路照明灯及び公園灯ほかESCO事業 公募型プロポーザル募集要項

目次

1	事業の目的	2
2	事業概要	2
3	事業者が行う業務範囲	3
4	履行期間	6
5	契約方式	6
6	事業費限度額	6
7	全体スケジュール	7
8	プロポーザル方式の種別	8
9	事務局	8
10	応募条件	8
11	ESCO事業実施に関する事項	12
12	質問の受付	15
13	参加表明の方法	15
14	参加資格確認結果及び提案要請通知	17
15	配布資料	17
16	提案条件	18
17	提案書の提出書類及び作成要領	18
18	提案書の提出方法	23
19	審査及び審査結果の通知	23
20	情報公開	26
21	契約に関する事項	26
22	工事の仕様	27
23	工事の計画	27
24	灯具の仕様	27
25	ESCO設備管理用地図データの仕様	29
	照明灯内訳表	31
	様式集	32

1 事業の目的

本庄市（以下「本市」という。）は、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、令和3年5月にゼロカーボンシティを表明し、脱炭素化社会へ向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組みを推進している。

このようななか、本市が管理する道路照明灯、歩行者用照明灯、公園灯及び、駅街路灯については、合計で1,771灯あり、LED化率としてはおよそ40%に留まっている状況である。このため、本市では電気料金の削減、維持管理の省力化及び環境改善に向けて出来るだけ早期に二酸化炭素排出量を削減するため、新たな事業展開として、設計、施工、維持管理において、民間のノウハウ、経営能力、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入し、道路照明灯、歩行者用照明灯、公園灯及び駅街路灯を一斉にLED化する事業を行う業務を実施することとする。

本事業は、この趣旨と目的に合致する民間事業者の提案を受け、本市への経済波及効果などを踏まえ、最も優れていると考えられる提案を選定するため公募型プロポーザル方式による提案募集を行うものである。

審査の結果、最も優れた提案を行った応募者は、本市と業務委託契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合は、本業務に係る委託契約を締結し、本業務を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

本庄市道路照明灯及び公園灯ほかESCO事業

(2) 事業場所

本庄市内

(3) 事業内容

本事業対象は、本市（道路整備課、都市計画課）が所管する既設の道路照明灯、歩行者用照明灯、公園灯及び駅街路灯（以下「道路照明灯等」という。）の合計1,771灯を対象とし、このうち1,068灯については、LED化を実施したうえで、すべての道路照明灯等の維持管理を実施する。

ただし、公園内にあるトイレや管理事務所内の照明は対象外とし、駅については、トイレや駅建物内の照明は対象外とする。

【内訳】

・道路整備課所管 道路照明灯 607灯（うちLED灯142灯）

	歩行者用照明灯	468灯（うちLED灯248灯）
・都市計画課所管	公園灯	560灯（うちLED灯193灯）
	駅街路灯	136灯（うちLED灯120灯）
	合計	1,771灯（うちLED灯703灯）

なお、1,771灯の内訳については、別紙 照明灯内訳表のとおりとする。

3 事業者が行う業務範囲

事業者は、現在の設置状況を踏まえ、本市と合意した内容で国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第5条第2項第3号に規定される省エネルギー改修事業（以下「ESCO事業」という。）として、自ら行った提案（以下「ESCO提案」という。）を基に契約（以下「ESCO契約」という。）を締結する。ESCO契約期間内においては、事業の目的達成のため整備する道路照明灯等のLED化（以下「ESCO設備」という。）の導入に伴う調査、設計及び施工（以下「LED化工事」という。）を行い、善良な管理者の注意義務をもって、以下の各種サービス（以下「ESCOサービス」という。）を提供するものとする。

事業者の行う業務範囲は、次のとおりとする。なお、LED化済みの道路照明灯等を含むものとする。

(1) 現地調査

ア 既設道路照明灯等の位置調査

- ・所在地、引込柱、管理番号、公園名など設備管理上必要となる各種情報の調査

イ 既設道路照明灯等の設備調査

- ・灯具の種類、ワット数、ランプの種類、引込方法（単独、分電盤）、アダプターの有無等
- ・公園灯及び駅街路灯については、点灯時間調査を含む。
- ・老朽化が著しい場合は、本市に報告すること。

(2) 電力契約の照合・申込み

ア 電力会社との緊密な連携による既設道路照明灯等に係る電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合

イ 電力契約と道路照明灯等との相違の把握・整合

- ・設備があつて電力契約がないもの、又は電力契約があつて設備がないもの、若しくは電力契約があつて設備内容が違うものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。

ウ LED化に伴う契約変更の申込み及び前号イで把握した相違に関わる新設又は減設及び変更申込み

エ 電力契約の突合調査結果及び新設又は減設申込み完了報告書の提出
※埼玉県土木工事实務要覧の公衆街路灯等電気使用申し込み手続要領に基づき行うこと。

(3) ESCO設備管理用地図データの作成・更新

ア 本市で利用している既存の地図情報システム（以下「GIS」という。）への更新を前提として、世界測地系データに基づくデジタルマップに、前項（1）から（2）までの現地調査や照合の結果を反映させた管理用地図データの作成及び更新

イ 道路照明灯台帳、歩行者用照明灯台帳及び公園灯台帳、駅街路灯台帳については、管理項目等を発注者と協議する。

ウ ESCO契約期間内における維持管理データ（位置情報を含む台帳情報）の更新作業及び定期的なデータの納品

エ 公園灯及び駅街路灯については、新規に台帳作成すること。

※納品の際のデータ形式については「SHAPE、SIMA、KML形式等の本市が利用しているGISでの利用が可能なファイル」とする。

(4) ESCO設備の管理プレートの設置

ア 前項（3）アにより作成、更新するデータをもとに、所管課ごとに割り当てられた新たな管理番号を表記したプレートを設置するものとし、その他の記載内容については別途協議を行う。

イ 使用するプレートは、紫外線などによる耐候性能を有しているものとする。

ウ プレートの刻字は、劣化がほとんどなく、文字の視認が容易であること。また、プレートの設置位置については、樹木等の周辺状況を勘案し、歩行者等から見やすい位置に設置する。

(5) 既設道路照明灯等の工事及び維持管理に係る計画・施工及び施工管理

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、本業務のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。

イ 近隣住民や道路利用者及び施設利用者に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。

ウ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。

エ 公園については、各公園指定管理者と調整を図り、施工計画の策定及び施工・施工管理を実施する。

(6) 既設道路照明灯等の撤去・リサイクル及び廃棄処分

ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定する。

イ 撤去した設備（灯具本体、電球、安定器、自動点滅器等）については、環境保護の観点から、原則リサイクルし、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告する。また、廃棄する場合は、関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し処分する。なお、LED化工事の期間中については、工事に先立ち報告し、ESCOサービス期間中については、毎年3月末に報告する。

(7) ESCO設備の維持管理

ア 事業者は、本市又は市民等からの修繕依頼に基づき、ESCO設備の調査・修繕を行う。

イ ESCOサービス期間中に本市が新設した道路照明灯等及び本市に移管される道路照明灯等についても、GISにデータを反映した上で契約終了まで維持管理を行うこと。なお、事業期間中に、維持管理の追加となる道路照明灯等は60基（道路照明灯30基、歩行者用照明灯15基、公園灯15基、駅街路灯は0基）程度を予定している。維持管理費用を見込み、管理プレートを設置及びGISデータへ登録をしたのち維持管理を行う。

ウ 事業者は、ESCO設備に関する本市からの連絡（新設・撤去・移設など）を受け、GISデータを更新する。また、前号ア、イについても同様とする。

エ 事業者は、本市又は市民等からの修繕等の連絡を平日8時30分から午後5時15分まで受け付けること。なお、修繕についての依頼を受けた日から起算して原則3営業日以内実施するものとするが、天候等により修繕することが困難な場合は本市と協議すること。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合（灯具のぶら下がりや落下等）は、速やかに本市に報告するとともに応急的な対応作業を実施するものとする。その際に生じる費用は、リスク分担表により負担することとする。

オ 事業者はESCO設備の修繕等の維持管理状況をデータにて整理し、四半期ごとに報告を行うこととする。本市は、維持管理が計画的でなく、若しくは不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

(8) 省エネルギー量の計測・検証

ア 事業者は、ESCO提案により示した電気料金等削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証方法を本

市に提示し、E S C O契約期間内において、E S C O設備導入によるコスト削減効果の検証を行うものとする。

イ 事業者は、前号アの検証の結果及び修理・交換等の記録を毎年3月末に本市に報告し、本市は当該報告の内容を確認する。

ウ 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かない場合は、その差額を事業者が補償する。

(9) E S C O設備の所有権の引渡

初期投資費用分の費用に係る完了検査の合格後、令和7年3月31日をもって、E S C O設備の所有権は本市に引渡すものとする。

(10) その他

既設の特殊な形状のデザイン灯等についても、原則、L E D灯具に交換すること。

4 履行期間

契約締結の日から令和17年3月31日

・ L E D化工事及び電力申請は、都度申請し、令和7年2月28日までにすべての申請を完了すること。

・ E S C Oサービス期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とする。

5 契約方式

ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約

なお、ギャランティード・セイビングス契約とは、省エネルギー改修に係る初期投資を本市が行い、本市は実現する電気料金等の削減分を投資回収の原資とし、一部をE S C Oサービスに対する報酬としてE S C O事業者を支払う契約のことを指す。

6 事業費限度額

金193,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(1) 令和6年度支払限度額【初期投資費】

金175,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※このうち、

・ 道路整備課所管（道路照明及び歩行者用照明灯）の支払限度額

金93,100,000円

（消費税及び地方消費税相当額を含む）

・ 都市計画課所管（公園灯及び駅街路灯）の支払限度額

金 82,200,000円

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(2) 令和7年度以降の総支払限度額【ESCOサービス料】

(令和7年度～令和16年度までの10年間のESCOサービス料)

金 18,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

※このうち、

- ・道路整備課所管(道路照明及び歩行者用照明灯)の支払限度額

金 9,700,000円

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

- ・都市計画課所管(公園灯及び駅街路灯)の支払限度額

金 8,300,000円

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

7 全体スケジュール

(1) 本事業は、次の日程(予定)で行う

	項 目	日 程
①	公告及び実施要項等の公表	令和6年1月15日(月)
②	実施要項等に関する質問受付	令和6年1月15日(月)～令和6年1月22日(月)
③	質問の回答	令和6年1月29日(月)
④	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和6年1月30日(火)～令和6年2月14日(水)
⑤	参加資格確認審査	令和6年2月27日(火)
⑥	参加資格確認結果及び提案要請の通知	令和6年2月28日(水)
⑦	提案書の受付	令和6年2月28日(水)～令和6年3月11日(月)
⑧	プレゼンテーション、選考	令和6年3月26日(火)※予定
⑨	最優先交渉者及び優先交渉者の選出	令和6年3月28日(木)※予定
⑩	契約の締結(又は仮契約)	令和6年4月下旬予定
⑪	現地調査、電力契約照合 LED化工事	契約締結日～令和7年2月28日(金)
⑫	検収	令和7年3月(予定)
⑬	ESCOサービス期間	令和7年4月1日(火)～令和17年3月31日(土)

(2) 提案書特定までの事務手順

ア 応募者の条件

本プロポーザルへの応募者は、「10 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

- イ 応募資格要件の確認及び提案要請
参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メールで要請する。
- ウ 最優秀提案者及び優秀提案者の選定
本市が設置する本庄市道路照明灯及び公園灯ほかESCO事業受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。
- エ 詳細協議
最優秀提案をした者は、優先交渉権者となり、電気料金削減等の詳細判断、事業計画書の作成及び契約を締結するまでの諸条件等について、本市と詳細協議を進めるものとする。
- オ 事業者の選定
優先交渉権者は、本市と協議を行い、協議が整った場合に本市と契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者である優秀提案者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については、優先交渉権者または、次点交渉権者の負担とする。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式による随意契約を実施する。

9 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：本庄市都市整備部道路整備課道路維持係

所在地：埼玉県本庄市本庄3-5-3

電話：0495-25-1134（直通）

電子メール：dourose@city.honjo.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.honjo.lg.jp>

10 応募条件

(1) 応募者の要件

- ア 応募者はESCO事業を行う能力を有する日本国内の単独企業又は、複数の日本国内の企業で構成するグループとする。
- イ 応募者がグループの場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ウ 応募者がグループの場合は、応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約時に関する諸手続を行う。

オ グループの代表及び構成員は、他のグループの代表、構成員及び下請に入ることはできない。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。その他必要な役割を置くことができる。

ア 事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続及び業務の取りまとめを行い、事業遂行の責を負う。

イ 設計役割

設計・計画に関する業務を実施する。

ウ 施工役割

施工・施工管理に関する業務を実施する。

エ 維持管理役割

ESCO契約期間内の道路照明灯等の維持管理に関する業務を実施する。

オ その他役割

上記ア～エのほか、必要な業務（照明の設置状況の把握、電力会社への各種申請等）を実施する。

(3) 応募者の資格

応募者の資格は、次のとおりとする。応募者がグループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 参加表明書及び資格確認書類により、本実施要項の内容を十分に遂行できると認められること。

イ 各種対策により、対象設備のエネルギー削減効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、補償措置を講じることができる者であること。

ウ 応募者は、維持管理及びシステムサポートを円滑に行うため、迅速な対応が可能であること。

エ 事業役割を担う者は、道路照明灯等の屋外照明灯のLED化におけるESCO事業の事業者として実績（国の機関、地方公共団体又は、公共団体等が発注した業務を直接受注した者に限る。）を有すること。

オ 施工役割を担う者に必要な要件は、以下のとおりとする。

① 建設業法第3条第1項に基づく電気工事業に係る建設業の許可を受

けていること。ただし、下請契約の総額が4,500万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。

② 本庄市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年本庄市告示第21号）に基づく令和5・6年度本庄市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、「電気工事業」に登載され入札参加資格を有していること。

③ 埼玉県内に本店若しくは支店があること。

カ 維持管理役割を担う者に必要な要件は、以下のとおりとする。

① 本庄市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年本庄市告示第21号）に基づく令和5・6年度本庄市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載され入札参加資格を有していること。

② 埼玉県内に本店若しくは支店があること。

（4）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及び応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 公告の日から提案書の提出までの間に営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは、競争入札参加資格の取り消しを受けている者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定がされている者を除く。）

エ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者）と認められる者

オ 国税、県税、地方税を滞納している者

カ 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は、人的関係等がないこと。

（5）市内事業者の活用

応募者は、本事業において整備するLED化工事及び維持管理において可能な限り、市内の電気工事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。また、市内の電気工事業

者を活用したことを本市が確認できる記録（工事発注書等）を保管すること。

（6）応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

ウ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。

エ 知的財産の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は、一件を上限とする。

カ 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

ク 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りでない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書等の提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等を無効とする。

コ その他

本事業提案への応募者が1者であった場合、本市の定める評価基準点を上回る提案であった場合は、最優秀提案者として契約に向けて交渉を行う。

1 1 E S C O事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、実施要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市とE S C O事業者の両方で誠意をもって協議することとする。
- ウ E S C O事業期間中（10年間）の間、不点灯などの不具合発生時に速やかに対応を行うこと。

(2) E S C O契約期間内の事業者と本市との関わり

E S C O事業は、事業者の責により遂行され、本市はE S C O契約書に定められた方法により業務実施状況等について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

E S C O提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担し、事前に協議すること。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に因らない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「別表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでE S C O提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

受託候補者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合、次の措置を講ずるものとする。

- ① E S C O提案書と維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、受託候補者の責により契約できない場合は、本市は、受託候補者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。
- ② 市の指示により業務が中止された場合は、事業者は、それまでに要した金額を上限に本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。

る。なお、基本契約締結後に業務の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
事業全般	実施要項の誤り	実施要項の記載事項に重大な誤りのもの	○		
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない		○	
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更		協議	
	保険	維持管理期間の故障等リスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期	市の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期			協議
		事業者の事業放棄、破綻によるもの			○
		市の事業放棄、破綻によるもの		○	
	その他	E S C O設備の製品として不具合によるもの			○
		E S C O設備導入時の施工不良によるもの			○
		E S C Oサービス期間中の事業者による施工不良による故障又は破損			○
火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、悪戯、破壊行為、台風による洪水、高潮、水害、土砂崩れ、電気的または、機械的故障など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた障害				○	
清掃、近隣樹木の伐採、除雪など本市又は本市の依頼した作業による作業者の責にて生じた損害			○		
その他、事業者の責に因らない損害				協議	
	住民等から受け付けた陳情（眩しい、暗い等）の対応			○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）		協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）		協議	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの 事業者の指示、判断によるもの	○		
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）		協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする。）		協議	
	用地の確保	資材置場の確保		○	
	設計変更	市の指示条件、指示の不備によるもの		○	
		事業者の指示、判断によるもの			○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○	
		事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延			○
	工事費増大	市の指示・承諾による工事費の増大		○	
事業者の指示、判断によるもの				○	
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			○	
一般的損害	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害			○	
	引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○	
支払関連	支払遅延・不能	支払の遅延・不能によるもの（事業者の責によるもの以外） 省エネ補償にかかる省エネ補償行為の不履行	○		
	金利	市中金利の変動		○	
	契約不適合責任	契約不適合責任		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更時、市の責による事業内容の変更		○	
		事業者が必要と考える計画変更		○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		協議	
	E S C O設備の損傷	市の故意・過失又は、市の施設に起因するE S C O設備の損傷		○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷			○
	E S C O設備以外の損傷	事業者の故意・過失に起因するE S C O設備に起因する道路照明灯等の損傷			○
		不可抗力以外のその他の原因による道路照明灯等の損傷			協議
	第三者賠償	維持管理期間における第三者への損害賠償義務		協議	
	瑕疵担保	E S C O設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○	
	不可効力	天災になどの不可抗力による道路照明灯等の損傷		協議	
電気料金単価	電気料金単価の変動		○		
エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更		○		
	上記以外の変動要因の場合			協議	
効果検証	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達しない場合		○	
	電気料金単価	電気料金単価の変動		○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の変更 上記以外の変動要因の場合		協議 協議	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
		仕様不適合による市の施設等への損害、業務への障害		○	

12 質問の受付

(1) 実施要項の配布

実施要項は、本市のホームページにおいて公表する。

(2) 実施要項に対する質問の受付及び回答

本実施要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用し、電子メールで事務局に提出する。

電子メールの件名は「【質問書】 本庄市道路照明灯及び公園灯ほかESCO事業」とし、メール送信後、電話で事務局にメールの到着を必ず確認すること。なお、電話、FAX、持参等は不可とし、本件の趣旨からかけ離れた質問、来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

イ 受付期間

令和6年1月15日（月）午前8時30分から、令和6年1月22日（月）午後5時までとする。

ウ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年1月29日（月）に本市のホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。また、質問内容により、事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

なお、回答は本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

13 参加表明の方法

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参若しくは郵送する。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとみなす。

(1) 受付期間 令和6年1月30日（火）から、令和6年2月14日（水）までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし閉庁日を除く。

(2) 受付場所

事務局（9 事務局のとおり）

(3) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4

縦長ファイルに綴じたものを4部提出すること。

ア 参加表明書（様式第2号）

事業役割を担う事業者が作成し提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、維持管理役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

ウ 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前の3か月以内に発行されたものとする。

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

カ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人住民税の納税書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

キ 財務諸表

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

ク 企業概要

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

①企業概要（様式第5号の1）

②企業状況表（様式第5号の2）

③有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）

④各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

⑤ E S C O 関連事業実績一覧表（様式第 5 号の 5）

⑥ その他、本事業において関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

ケ 建設業の許可証明書

応募者の構成員のうち、建設業法第 3 条第 1 項に規定する「特定建設業」もしくは「一般建設業」の許可を有する者の、許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

コ 監理技術者有資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写しを提出すること。

サ 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各資格の有資格者 1 名分の資格者証（表・裏）の写しを提出すること。

シ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 6 号の 1）

ス 役員等氏名一覧表（様式第 6 号の 2）

1 4 参加資格確認結果及び提案要請通知

参加表明した者の参加資格の審査を行い、「10 応募条件」に定める条件を満たした応募者に対し、参加資格確認結果及び提案要請の通知を行うものとする。

(1) 参加資格の確認結果及び提案要請の通知は、令和 6 年 2 月 27 日（火）午後 5 時までに電子メールで本市から応募者（代表者）に通知する。併せて資料の送付を行う。

(2) 参加を辞退する場合

提案書の提出を要請された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書の受付締切日の前日までに提案辞退届（様式第 7 号）を 1 部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

1 5 配布資料

(1) 配布資料の内容

提案書の提出者として資格が確認された応募者（代表者）に配布する資料は、次のとおりとする。

ア 本事業で対象とする道路照明灯等の電気料金年度額（令和 4 年度）

イ 本事業で対象とする道路照明灯等の維持管理費年度額（令和２年度～令和４年度の平均）

(2) 配布要領

提案要請時に電子メールで配布する。

16 提案条件

- (1) ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約を実施できること。
- (2) 事業費（初期投資費及びESCOサービス料）が、所管課ごとの事業費限度額内であること。
- (3) ESCO契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合に、その分を補填することができること。
- (4) 本実施要項、仕様書及び質問回答書に記載されている要件を満たすこと。
- (5) 本事業の導入によるエネルギー削減量及び削減金額の計測及び検証ができること。
- (6) 「7 全体スケジュール」で示した工事期間内に事業者の責によりLED化工事が完了しない場合は、工事が完了するまで、電気料金の差額分を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害、天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、本市と協議を行うものとする。
- (7) 維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。

17 提案書の提出書類及び作成要領

提案書は、次の条件に基づき作成すること。

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 提案総括表（様式第9号の1から第9号の3）

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第10号）

エ ESCO設備管理用地図データに関する提案書（様式第11号）

オ 使用機器提案書（様式第12号）

カ 事業資金計画書（様式第13号の1から第13号の2）

- キ 維持管理等提案書（様式第14号の1から第14号の2）
- ク 業務工程計画書（様式第15号）
- ケ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書（様式第16号）
- コ 計測・検証計画書（様式第17号）
- サ 市内工事業者の活用に関する提案書（様式第18号）
- シ 契約終了時及び終了後の対応（様式第19号）
- ス その他の提案について（様式第20号）

(2) 提案書の作成要領

ア 一般事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントとし、強調部分についてはゴシック体等を使用することができる。
- ② 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、提案者を特定できる表示を一切付してはならない。
- ③ 提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- ④ CO₂排出に関する換算値
CO₂の排出係数は、0.457 [kg-CO₂/kwh] とし、CO₂の排出に関する計算をすること。
- ⑤ 電気料金については、年間4,000時間点灯することとし、東京エナジーパートナー電力株式会社が公表している令和5年6月の料金単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の料金単価並びに令和5年6月の燃料費調整額の料金単価を基に算出すること。なお、道路照明灯、歩行者用照明灯及び公園灯は、公衆街路灯Aを、駅街路灯は、従量電灯Bの料金単価とし、点灯時間については、公園灯は5時間、駅街路灯は9時間を基に算出すること。
- ⑥ 提案時における本市の現状の維持管理費は、令和2年度から令和4年度までの3年間の年平均の金額とすること。
- ⑦ 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

イ 個別事項

- ① 提案総括表（様式第9号の1～第9号の3）
 - a 提案の概要（様式第9号の1）

提案の全体像がわかるように概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また、初期投資費用及びE S C Oサービス料については、各々の総額を明記するとともに、所管課ごとに分けた上で、それらの内訳を明記すること。(A 4 版片面 4 枚以内。図表可)

b 改修提案項目一覧表 (様式第 9 号の 2)

提案項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、CO₂削減量、年間削減額、工事外投資額、単純回収率について記載すること。

c 契約内容提案書 (様式第 9 号の 3)

削減予定額、削減保証額、E S C Oサービス料等について記載すること。

※E S C O契約締結のための詳細協議時には、直近 3 年度間の維持管理費用の平均金額と直近 3 年度間の電気料金を参考にベースラインを設定する。

② 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書 (様式第 1 0 号)

現地調査及び電力契約の調査・照合に関して、既設道路照明灯等 (LED化済みのものも含む。) の設置位置、灯具の種類、引込方法等の調査方法及び電力契約の調査方法、照合方法、電力契約の更新体制等についてのほか精度を高めるための具体的な提案について記載すること。また、老朽化による危険性のある専用柱等の対応について記載すること (A 4 版片面 4 枚以内。図表可)。

③ E S C O設備管理用地図データに関する提案書 (様式第 1 1 号)

照明灯管理システムに関して、照明灯管理システムの内容及びデータの管理方法、更新方法、その他活用方策等について記載すること (A 4 版 2 枚以内。図表可)。

④ 使用機器提案書 (様式第 1 2 号)

提案する使用機器に関して、使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること (根拠資料添付)。また、既設の自動点滅器、デザイン照明灯、ケーブル等に関する対応方針及び設置箇所に応じたLED照明灯の選定方法や農作物など周辺環境への影響を考慮した提案についても記載すること (A 4 版片面 1 0 枚以内。図表可、灯具の仕様書については、枚数の制限には含まない)。

- ⑤ 事業資金計画書（様式第 13 号の 1～様式第 13 号の 2）
 - a 事業収支計画書（様式第 13 号の 1）

契約期間における本事業全体に関する収支計画を作成すること。
 - b 工事予算等経費計画書（様式第 13 号の 2）

初期投資に係る費用を記入の上、内訳書を添付すること。
- ⑥ 維持管理等提案書（様式第 14 号の 1）
 - a 維持管理等計画書

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。
また、既に LED 化済みの道路照明灯等の維持管理等についての提案、コスト削減、サービス水準の向上や保証面等で工夫している点及び、市民からの陳情等の対応について具体的に記載すること。
（A4 版片面 6 枚以内。図表可）。
 - b 維持管理見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。
- ⑦ 維持管理等提案書（様式第 14 号の 2）
 - a 緊急時対応計画書

事故発生時や災害発生時などの緊急時の対応について、体制や方法等を具体的に記載すること。
 - b 通常時対応計画書

市民からの陳情等の対応や日常の不具合等への対応について、体制や方法等を具体的に記載すること（A4 版片面 6 枚以内。図表可）。
- ⑧ 業務工程計画書（様式第 15 号）

本事業のスケジュールを記載すること。また、工程管理において特に重要と判断する事項について提案があれば記載すること（A4 版片面 2 枚以内。図表可）。
- ⑨ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書（様式第 16 号）

工事施工にあたり、工事完了年月日を示した上で、それを可能とする施工体制を具体的に記載するとともに、安全管理、工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、ESCO 設備の引き渡しに関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法を記載すること（A4 版 2 枚以内。図表可）。
- ⑩ 計測・検証計画書（様式第 17 号）
 - a エネルギー削減効果等の計測・検証方法

エネルギー削減量、二酸化炭素削減量等の適切な計測・検証方法

を示すこと。

b 計測・検証費用見積

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

c その他

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること（A4版片面4枚以内）。

⑪ 市内事業者の活用に関する提案書（様式第18号）

本事業における市内事業者の積極的な活用について、具体的に記載すること（A4版片面3枚以内。図表可）。

また、LED化工事費及び維持管理費に占める、市内事業者への活用予定額（市内事業者への下請け及び再委託を含む）を記載すること。（施工体系図を添付すること。A4版片面3枚以内。図表可）。なお、維持管理費については、100灯（年間10灯）を交換するものとして材料費を除いたうえで提案すること。（システム管理費は含む）

⑫ 契約終了時及び終了後の対応（様式第19号）

契約期間終了時（令和16年度末）及び終了後（ESCO事業終了後、令和17年度以降）の対応として、ESCO設備の移管の際に不具合を低減する方法等について記載すること（A4版片面2枚以内。図表可）。

⑬ その他の提案について（様式第20号）

次に記載のa及びbの課題及び課題以外について、事業者独自のノウハウや工夫に基づく追加提案がある場合は、提案内容等について記載すること（一つの提案につきA4版片面6枚以内。図表可）。なお、独自の提案による費用については、初期投資費及びESCO事業費に含めるものと含めないものを明確に記載すること。

a 照明灯柱等の健全度調査方法等

b 照明灯柱等の更新や長寿命化の対応方法等

※ 提案時における老朽化した照明柱の改修費用の算出には、道路照明灯用ポール（1灯用標準ポール、直線形8m、ベース式露出型、環境配慮型溶融亜鉛メッキ）、歩行者用照明、公園灯用ポール（環境配慮型溶融亜鉛メッキ+ポリエステル樹脂粉体塗装、5m、ベース式露出型）駅街路灯用ポール（環境配慮型溶融亜鉛メッキ+ポリエステル樹脂粉体塗装、10m、ベース式埋込型）それぞれの1基

あたりの改修費用及び改修可能な基数の見込みを提示すること。

18 提案書の提出方法

提案書の提出は、本実施要項に基づき作成し持参すること。

(1) 提出部数

正本1部及び副本14部並びに電子データを提出すること。(電子データは、CDで提出すること。また、正本及び電子データについては、会社名、住所、氏名等記載すること。)

(2) 受付期間

令和6年3月4日(月)から令和6年3月11日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 受付場所

事務局(「9 事務局」)のとおり

(4) 提出書類

「17 提案書の提出書類及び作成要領」によるものとする。

19 審査及び審査結果の通知

(1) 評価基準

別に定める選定委員会において、提出された提案書を基に次の事項について総合的な審査を行い、評価の高いものから順に最優秀提案1者、優秀提案1者を選定する。

ア 本市の計画通り事業実行が可能であることが経営状況、実績及び資金計画等から本事業内容を遂行できると判断ができ、具体的に確認できること。

イ 提案額(初期投資費及びESCOサービス料)の総額(本市の支出)が少ないこと。

ウ 市内事業者を活用する等、本市地域経済へ寄与できる提案であること。

エ 電気料金等の削減が確実で、本市の保証利益総額が大きいこと。

オ ESCOサービス料の内訳が明瞭で、維持管理について工夫等している。

カ 既設道路照明灯等の現地調査の精度を高めることについて、工夫又は独自の提案があること。

キ 本市が管理している既設道路照明灯等に対し、本市の管理情報、電力会社の契約情報、事業者による現地調査にて十分に確認を行い、不整合を最小限とする提案及び電力契約の変更時の体制の提案があること。

と。

- ク ESCO契約期間内に実施する工事等の際に、道路、公園、駅の安全対策の配慮がなされていること。
- ケ ESCO契約期間内に実施する工事等の際に、老朽化により危険性のある専用柱、電柱共架アーム等の対応について提案があること。
- コ 景観や近隣の住環境等に配慮し、適切な夜間照度が確保でき、設置場所に応じた灯具選定や農作物など周辺環境への影響を考慮した提案があること。
- サ 灯具が消費電力や耐久性など信頼性の高い製品であること。
- シ 日常の維持管理時において（データ管理等を含む）、市民からの陳情等の対応や不具合等の対応ができることなど、具体的な体制や方法などの提案があること。
- ス 緊急時や事故発生時などにおいて、故障復旧体制が十分に構築され、迅速な対応が期待できる提案であること。
- セ 廃棄物の処理・リサイクル計画が具体的かつ十分であること。
- ソ ESCO契約期間終了時や終了後における提案があること。
- タ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。
- チ 調査・施工・電力申請が期限内に完了できるよう、業務工程が管理されていること。
- ツ エネルギー及び二酸化炭素の削減量等が大きく、計測・検証方法等の提案があること。
- テ 課題及び課題以外について、事業者独自のノウハウや工夫に基づく追加提案があること。

（2）審査の流れ

ESCO提案の審査にあたっては、次のとおりとする。

- ア 提案者が5者以上あり、受託候補者の特定に著しい支障があると認められる場合は、委員会において、あらかじめ前項のウについて事前評価を行い、原則として当該評価結果の上位5者がプレゼンテーション等による審査・評価を受けることができるものとする。なお、事前評価の評価点が同点の場合は、提案額（初期投資費及びESCOサービス料）の総額（本市の支出）が低い事業者を上位とする。
- イ プレゼンテーションの出席者は1者につき6名以内とする。
- ウ 提案者は提案書をもとに20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を20分程度行う。
- エ プレゼンテーションは、令和6年3月中旬に開催予定とする。なお、会場は本庄市役所内会議室（予定）とし、詳細は提案者に別途通知す

る。

オ 提案者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

カ 審査の結果、選定委員会で審議した後、審査委員の評価総合得点が最も高い事業者を、最優秀提案者とし、ESCO契約締結に向けて優先交渉権者とする。

また、評価総合得点が次に高い得点事業者を優秀提案者とする。

なお、評価総合得点が同点の場合は、市内事業者の活用予定額が高い事業者を上位とする。

キ プレゼンテーションの際、提案者は必要に応じて本市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

(3) 最低基準

受託候補者の特定にあたっては、提案者の企画提案における各委員の評価点の平均点が150点（満点の50%）の最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しない。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に電子メールで通知し、電話や電子メール等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、本市ホームページに掲載する。

エ 提出した提案書が特定されなかったものは、アの通知の翌日から起算して4日（閉庁日は含む）以内に書面（書式は自由）を持参又は郵送により提出し、非特定理由について説明を求めることができる。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は提案者に属するものとし、期間内に提出がなかったものとみなす。

オ エの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して4日以内（閉庁日は含む）に書面及びメールにより行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提案期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為等があった場合

エ 本実施要項に違反すると認められる場合

オ 提案書の事業費が事業費限度額又は、所管課ごとの事業費限度額を超

えている場合

20 情報公開

本庄市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求があった場合は、原則開示の対象となる。ただし、提案者が業務を営む上で、正当な利益を害する情報については、提案者に確認をしたうえで、本庄市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づいて取扱うものとする。

また、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

なお、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載する。

21 契約に関する事項

(1) 契約の時期（予定）

契約（又は仮契約） 令和6年4月

本庄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年本庄市条例第63号）第2条に定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、業務委託仮契約を締結し、議会の議決後にこれを本契約とする。

この場合の本契約の時期は、令和6年6月下旬（予定）とする。

なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。

また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、本庄市は一切の責任を負わない。

(2) 契約の概要

本実施要項、提案書、維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

なお、上記記載のほか、本事業の工事以外に関する内容の部分については、本庄市業務委託契約約款、本庄市土木設計業務等委託契約約款及び関係法令等を遵守すること。

加えて、約款等に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(3) 支払の概要

ア 初期投資費 令和7年3月末（予定）

初期投資費のうち、設計、工事費及び工事に必要な調査に要する費用の合計額の支払については、40%以内の前払ができるほか、中間前払または、部分払のいずれかを選択することができる。

イ ESCOサービス料（維持管理費） 令和7年4月から令和17年3月まで 年額均等年度末払い

2.2 工事の仕様

- (1) 契約締結後、施工計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- (2) LED化工事及び維持管理の際の工事に関する内容の部分については、本市工事請負契約約款及び関係法令を遵守すること。

2.3 工事の計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既設道路照明灯等で不点などの不具合箇所
- イ 消費電力量が多い箇所から各公園指定管理者と調整すること
- ウ その他本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置するESCO設備については、本市の指定する方法・仕様等、工事計画を遵守すること。

(3) 公園灯について

指定管理者と協議したうえで、工事計画を作成すること。

2.4 灯具の仕様

(1) LED灯の性能等

- ア 国内用に製造された国内メーカー製とし、海外メーカーのOEM製品の使用は認めない。
- イ 専用に設計されたLEDモジュールを使用したもので、堅牢で防水性、耐候性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、正常な使用状態において機械的、電氣的にその機能を継続的に保持できるものとする。なお、LEDモジュール用制御装置を器具内に収納できる、または別置きでポール内に収納できる構造とする。
- ウ ESCO設備は、「道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月

- (社)日本道路協会)」「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)
(平成27年3月)国土交通省)」「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説
(平成30年度版)(一社)建設電気技術協会)」「電気通信施設設計要領・同解説
(平成29年度版)(一社)建設電気技術協会)の基準をそれぞれ満足するものとし、
日本産業規格(JIS)をはじめとする各種性能にかかる基準を満足していることが証明できる書類を提出すること。
- エ LED灯具は、直線型ポール、曲線型ポールのどちらにも取り付け可能なものとし
(直線型ポール取付用、曲線型ポール取付用の2タイプでもよい)、灯具色は既存の道路照明灯等と同色を標準色とし、それにより難しい場合は本市と協議の上決定することとする。
- オ 入力電圧は、100から200V(±6%)に対応できること。
- カ 動作保証温度は、-10℃から35℃を満たすこと。
- キ LEDモジュール及び反射板、レンズなどが収納されている箇所の防塵・防水仕様はIP44以上の保護等級の基準を満たしていること。
- ク 道路照明灯は風速60m/secに耐えうる構造とすること。
- ケ LED灯具の定格寿命は60,000時間(光束維持率80%未満になった時)以上とし、安全な使用が可能であること。

(2) デザイン灯等の取扱い

専用に設計されたデザイン灯等においては、汎用品への代替が可能か検討し、汎用品への変更を行うものとする。ただし、汎用品への変更ができない場合は、本市と協議をして、器具を製作するか、既設灯具を利用し、LED電球に交換するものとする。LED電球の性能等については、定格寿命40,000時間以上(光束維持率70%)とする。

(3) その他

- ア 電柱、専用柱などに設置されている既設道路照明灯等と置き換えて設置できること。
- イ 製品の製造業者は、日本国内メーカーの製品であること。
- ウ 製品に、形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- エ 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。
- オ フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- カ 周辺住民や道路・公園利用者に対し、道路及び公園として必要な照度とその分布を維持しながら、できるだけ眩しさの軽減対策を講じること。
- キ LED灯具は、既設設備の仕様や個別の設置場所の状況を考慮するとともに、屋外照明基準(JIS Z 9126:2021)を参照して、

照度、グレア、演色、光色 及び障害光対策（上方光束比を含む）等の仕様を決定すること。

- ク 景観や近隣の住環境等に、特に配慮すべき事由がある場合においては、LED灯具の仕様について別途検討し、本市と協議の上決定すること。
- ケ 既設道路照明灯等に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている箇所は、同等の機能を有するものとする事。ただし、詳細については本市と協議の上決定すること。
- コ LEDモジュール制御装置が器具内又はポール内に収納できる構造であること。
- サ 老朽化等により既設ポールの安全性が確保できない場合、代替提案を行うこと。

（４）トンネル灯の扱い

トンネル灯については、上記（２）デザイン灯等の取扱いのとおりとする。なお、外壁との取付には、他機関の占用許可等が必要となる場合があることから、取付方法などについて、市及び関係機関と協議すること。

25 ESCO設備管理用地図データの仕様

（１）データ作成

作成するデータは、以下のアからサの項目を含むこと。

- ア 基本情報・・・位置情報、管理番号、設置日、設置方法、灯種（LED灯・デザイン灯等）、灯具種類、電柱番号、契約電力、所在地、写真、市道番号、公園名、駅名
- イ 灯具詳細・・・メーカー、型式、周辺目印、灯具状態（傾き、損傷、変形、錆等）、取付位置（高さ）
- ウ 設置状態・・・灯柱種類、共架時の使用同意
- エ 引込柱・・・請求先番号、顧客番号、契約名義、契約住所、契約種類、契約電力（容量・数量）
- オ 敷地・・・敷地区分、民地、公有地（市道・公園等）
- カ 履歴情報・・・登録日、登録者、更新日、更新者、タイトル、内容
- キ 調査情報・・・調査日、調査団体名、その他調査内容
- ク 柱等の劣化情報・・・判定結果等が入力できること

※その他管理項目を追加する場合、詳細については別途協議すること。

- ケ 作成するデータは、本業務の対象となるESCO設備すべてについて網羅することとし、管理終了後における権利は本庄市に帰属する。
- コ 作成したデータは、本市が使用しているGISに登録した際、ESCO設備の設置箇所が確認可能なものとする事。（SHAPE、SIM

A、KML等の形式とする。)

サ 灯具設置状況や灯具の状況が確認可能な写真データを作成すること。

(2) データ更新・納品

ESCO契約期間内における維持管理情報については、都度データを更新し保管すること。

なお、データの納品は、道路照明灯等のLED化工事が完了時に1回、ESCO事業中は毎年3月末に1回、ESCO事業完了時に1回とする。

照明灯内訳表

別紙
(単位：灯)

道路照明灯	水銀等	ナトリウム灯	蛍光灯	セラメタ	タハ	LED	その他	合計
～20W								
20W～40W			20					
40W～60W						12		
60W～100W						130		
100W～200W				46				
200W～300W		358						
300W～400W	1							
400W～500W	40							
500W～600W								
600W～700W								
計	41	358	20	46	0	142	0	607
歩行者用照明								
～20W						37		
20W～40W						210		
40W～60W						1		
60W～100W	24							
100W～200W	194							
200W～300W	2							
計	220	0	0	0	0	248	0	468
公園灯								
～20W						12		
20W～40W								
40W～60W								
60W～100W	5	2			6	4		
100W～200W	289	2				176		
200W～300W	43					1		
300W～400W	20							
400W～500W								
500W～600W								
600W～700W								
計	357	4	0	0	6	193	0	560
駅街路灯								
～20W						30		
20W～40W						14		
40W～60W						23		
60W～100W						37		
100W～200W						16		
200W～300W		2						
300W～400W	12							
400W～500W								
500W～600W								
600W～700W	1	1						
計	13	3	0	0	0	120	0	136
合計	631	365	20	46	6	703	0	1771